

令和6年度 川崎市入札契約制度 アンケート集計結果（概要版）

1 目的

入札契約制度の見直しを検討する中で、市内工事請負業者の意見を幅広く聴取し参考とするため、毎年実施しています。

2 実施方法

競争入札参加資格を有する市内建設事業者にもロゴフォームにより、アンケートの送付・回収を行いました。

3 調査項目

今年度は、変動型最低制限価格方式や建設キャリアアップシステムの活用状況などについて、計35項目（選択式13項目、記述式10項目、選択・記述併用12項目）について実施しました。

4 回収状況等

- （1）回答期間：令和6年8月6日（火）～8月31日（金）
- （2）回答数：120社/633社（約19%の事業者から回答）

5 集計結果の概要

（1）変動型最低制限価格方式について〔質問1～質問19〕

- ア 実施目的について、「よく理解してる」（20%）又は「概ね理解している」（50%）と回答した事業者を合わせると70%となりました。
- イ 算定方法について、「よく理解してる」（16%）又は「概ね理解している」（42%）と回答した事業者を合わせると58%となりました。
- ウ 試行対象案件の入札に参加したことがある事業者は、39%でした。
- エ 要望や御意見を多数いただきました。

（2）週休2日工事について〔質問20〕

要望や御意見を多数いただきました。

（3）建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況について〔質問21～25〕

「活用している」（32%）又は「活用する予定あり」（26%）と回答した事業者を合わせると58%となりました。

（4）監督員や検査員に対する受注者からの評価について〔質問26～27〕

事業者からの回答については、多い順番に「普通」（48%）、「まあまあ満足」（26%）、「満足している」（15%）、「不満」（10%）、「非常に不満」（1%）となりました。

（5）ICT施工について〔質問28～34〕

- ア 必要な施工プロセス及びメリットについて、「理解している」（5%）又は「ほぼ理解している」

（２９％）と回答した事業者を合わせると３４％となりました。一方、「あまり理解していない」（５３％）又は「まったく理解していない」（１３％）と回答した事業者を合わせると６６％となりました。

イ 導入の検討に対しては、「３ 今すぐではないが、社内の状況を見ながら将来的には導入する意欲はある」（６４％）と回答した事業者が最も多く、「積極的に導入を検討したい」（８％）を合わせると７２％となりました。一方、「導入は考えていない」（１６％）、「導入を検討したいが、何から取り組めばよいかわからない」（１２％）と回答した事業者がいました。

（６）その他（全体的）〔質問３５〕

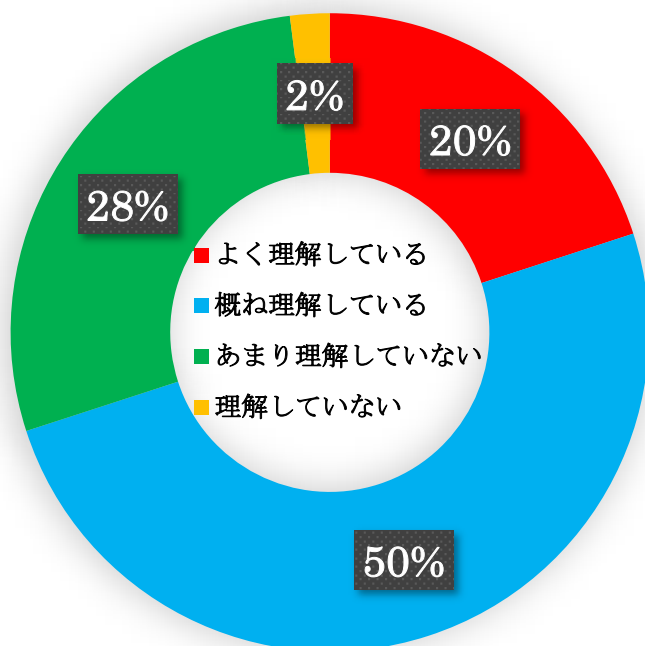
発注方法や入札時の評価について、要望や御意見を多数いただきました。

【変動型最低制限価格方式について】

【質問１】 令和５年１０月１日から、本市が発注する一部の工事契約について、変動型最低制限価格方式を試行実施いたしました。

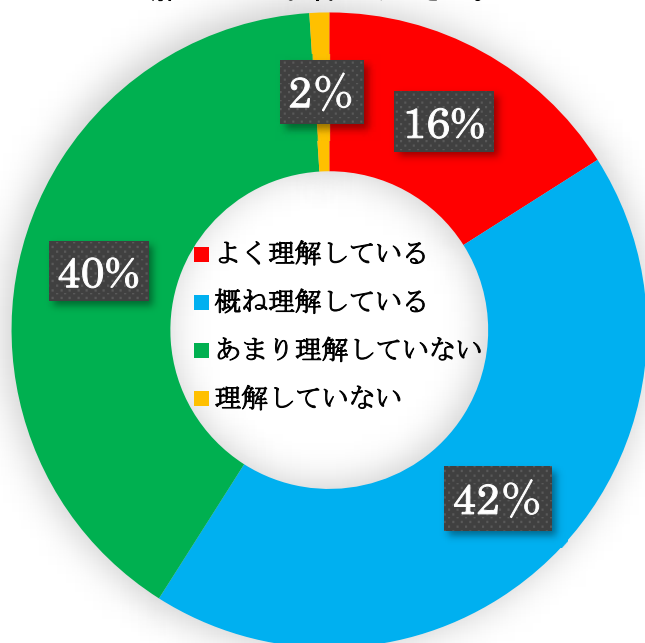
変動型最低制限価格方式は、工事の入札において一部の業種で入札参加者の多くが資材の調達や施工方法の工夫に関わらず、最低制限価格で入札せざるを得ない状況が続いていることから、くじ引きによる落札抑制及び入札参加者の適切な利益の確保を目的としております。

上記の趣旨への理解についてお答えください。



1 よく理解している	24 件	20%
2 概ね理解している	60 件	50%
3 あまり理解していない	34 件	28%
4 理解していない	2 件	2%
回答数	120 件	100%

【質問２】 本市の変動型最低制限価格方式は、予定価格から通常、本市要綱で定める方法で算定された最低制限価格の間の札を有効札とした上で、統計的手法の標準偏差の考え方を活用し、標準偏差外の値を排除して平均値を算出し、その価格を最低制限価格として決定しています。この算定方法への理解についてお答えください。



1 よく理解している	19 件	16%
2 概ね理解している	51 件	42%
3 あまり理解していない	48 件	40%
4 理解していない	2 件	2%
回答数	120 件	100%

【質問3】 質問2で「3 あまり理解していない」「4 理解していない」（回答数120件中50件）と回答した方にお聞きします。その理由をお答えください。（複数回答可）

標準偏差の考え方やこれに基づく算定方法が難しいから

54% (27件)

変動型最低制限価格の対象案件であっても、適用除外となる場合もあり、制度が複雑だから

30% (15件)

新しい入札制度に興味があるが、対象案件の参加資格がないから

24% (12件)

新しい入札制度にあまり興味がもてなかったから

8% (4件)

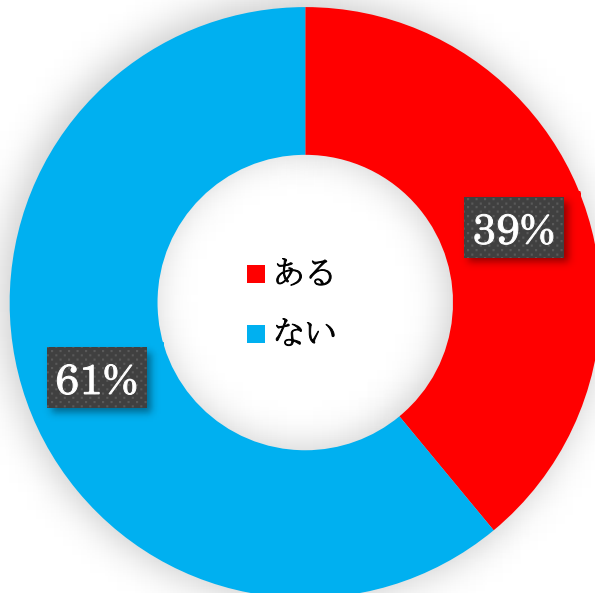
その他

6% (3件)

その他
(主なもの)

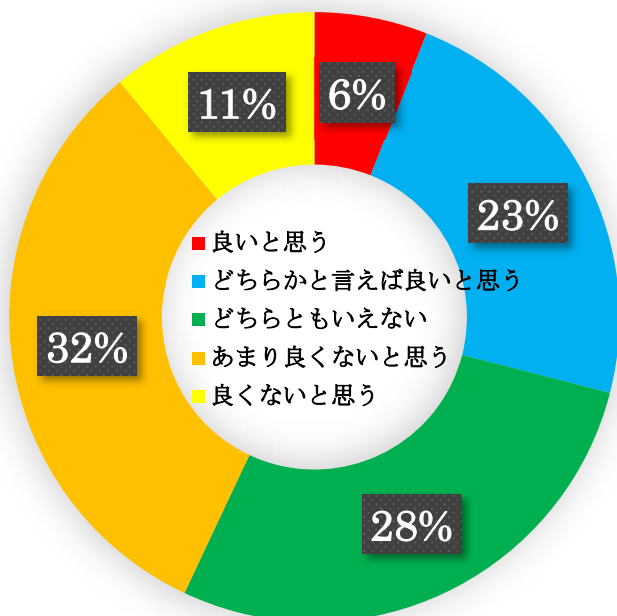
- 入札に参加する予定がないため。
- 計算式が難しいため。

【質問4】 変動型最低制限価格方式の試行対象案件の入札に参加されたことはありますか。



1 ある	47 件	39%
2 ない	73 件	61%
回答数	120 件	100%

【質問5】 試行対象案件の入札に参加された方にお聞きます。
この方式の適用についてどのように思いますか。



1 良いと思う	3 件	6%
2 どちらかと言えば良いと思う	11 件	23%
3 どちらともいえない	13 件	28%
4 あまり良くないと思う	15 件	32%
5 良くないと思う	5 件	11%
回答数	47 件	100%

【質問6】 質問5で「良いと思う」「どちらかと言えば良いと思う」(回答数 47 件中 14 件)と答えた方にお聞きます。その理由についてお答えください。(複数回答可)

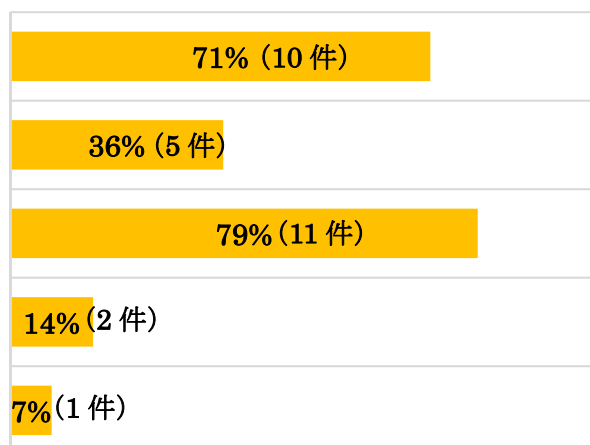
入札結果がくじ引きになりにくく、より適正な入札だと思うから

通常の最低制限価格以上の札が有効となるため、より自社の利益を見込んだ応札が可能となるから

参加者の応札価格が影響して最低制限価格が決まる方法は、くじ引き方式よりも納得感が持てるから

各社の積算能力の向上につながると思うから

その他



その他

●最低制限価格で入札するよりも、落札率がかなり上昇するため。

【質問7】 質問5で「あまり良くないと思う」「良くないと思う」（回答数 47 件中 20 件）と答えた方にお聞きします。その理由についてお答えください。（複数回答可）

くじ引きにはなりにくいが、結局運で決まると
思うから

70% (14 件)

くじ引きが一番公平だと思うから

45% (9 件)

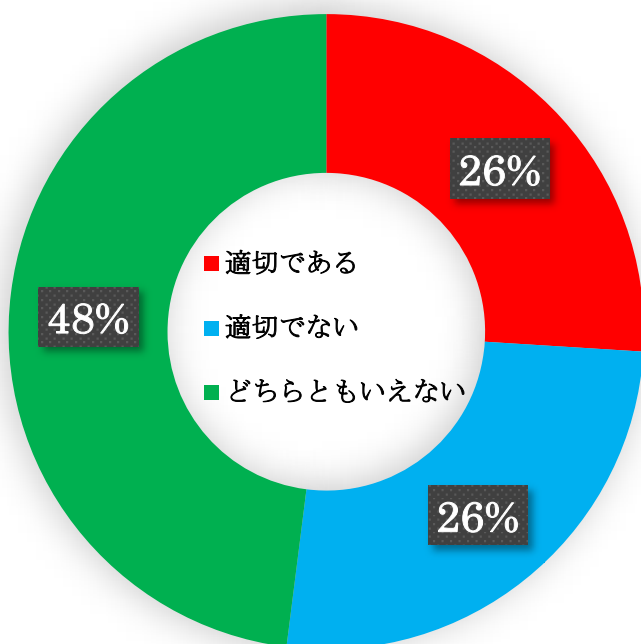
積算の手間が増えるため事務が煩雑になるから

30% (6 件)

利益を見込んだ積算で参加しても、受注が難し
いから

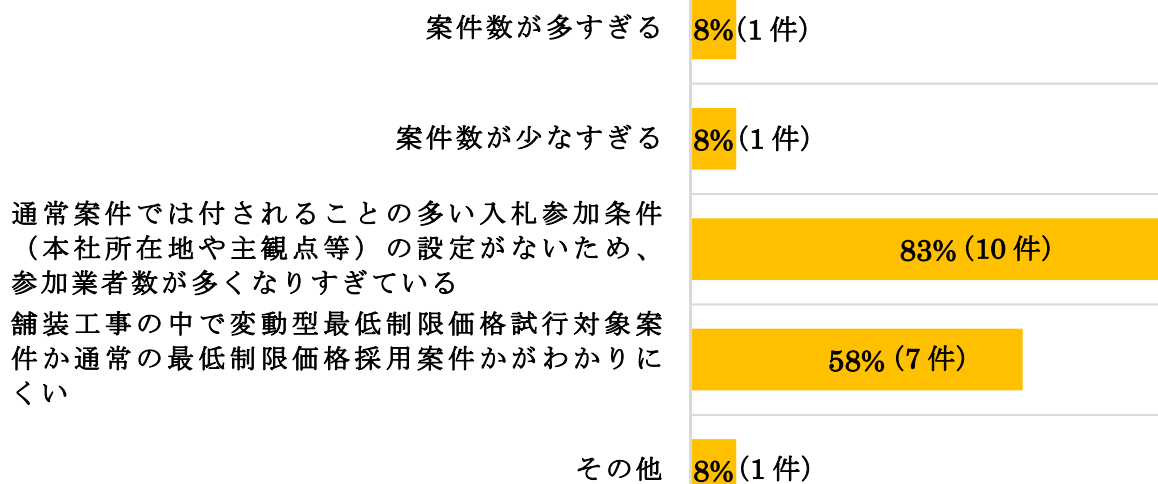
55% (11 件)

【質問8】 試行対象案件の入札に参加された方にお聞きします。これまでの施行状況についてどのようにお考えですか。



1 適切である	12 件	26%
2 適切でない	12 件	26%
3 どちらともいえない	23 件	48%
回答数	47 件	100%

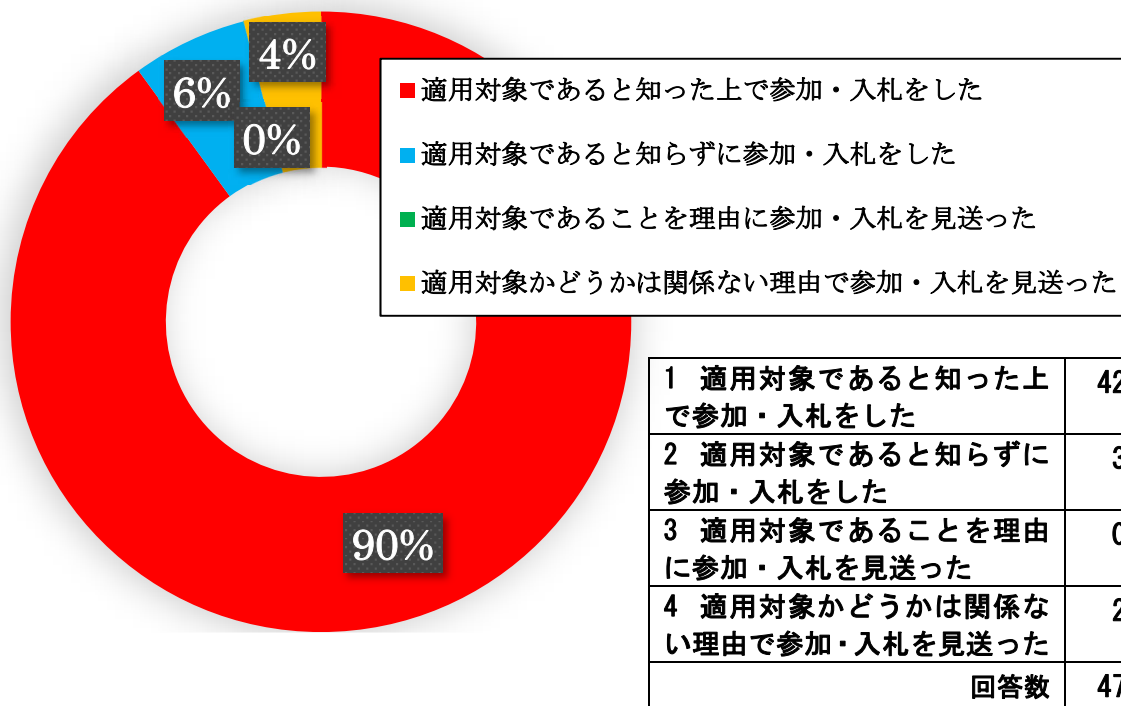
【質問 9】 質問 8 で「適切でない」(回答数 47 件中 12 件)と回答した方にお聞きします。
その理由を教えてください。(複数回答可)



その他

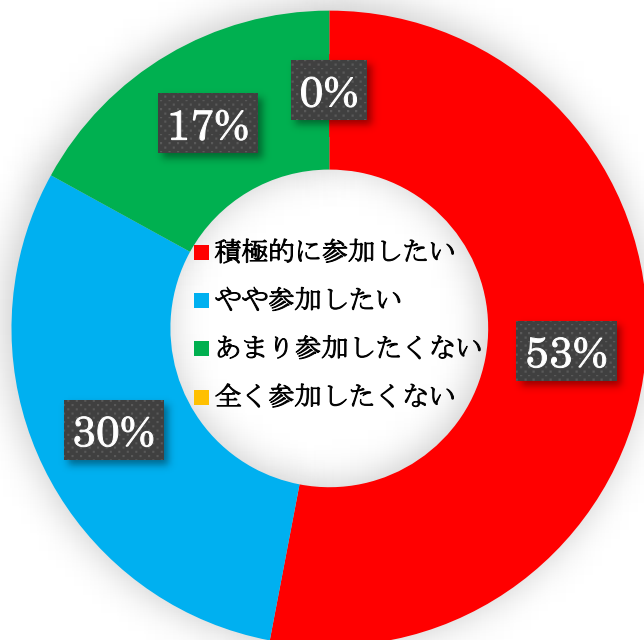
●結局は運で決まるので、もっと適正な評価をして入札に反映すべきであると考えするため。

【質問 10】 試行対象案件の入札に参加された方にお聞きします。
変動型最低制限価格方式適用案件については入札公表時に発注情報詳細等でお示ししておりますが、適用対象案件であることにより入札参加に影響はありましたか。



【質問 1 1】 試行対象案件の入札に参加された方にお聞きします。

試行に参加した経験を踏まえて、今後も変動型最低制限価格方式を適用する入札に参加したいと思いますか。



1 積極的に参加したい	25 件	53%
2 やや参加したい	14 件	30%
3 あまり参加したくない	8 件	17%
4 全く参加したくない	0 件	0%
回答数	47 件	100%

【質問 1 2】 質問 1 1 で「あまり参加したくない」「全く参加したくない」（回答数 47 件中 8 件）と回答した方にお聞きします。その理由についてお答えください。（複数回答可）

変動型最低制限価格方式の考え方に賛同できないから

50% (4 件)

参加しても候補者になる可能性が低いと思うから

75% (6 件)

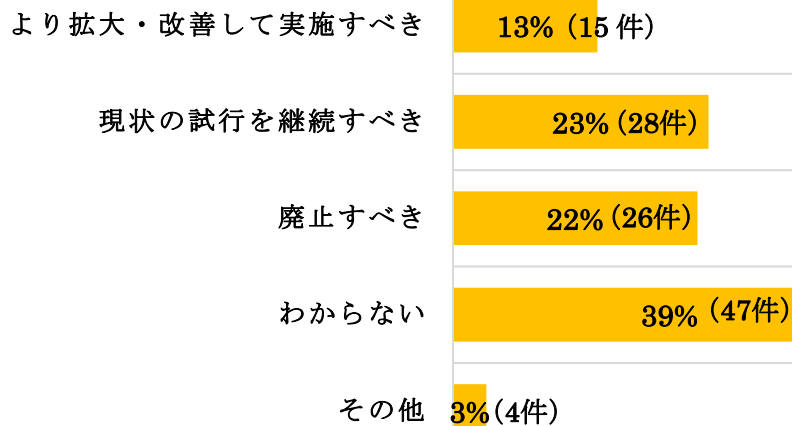
通常の最低制限価格案件にしか参加したくないから

25% (2 件)

利益を見込んだ積算で参加しても、受注が難しいから

50% (4 件)

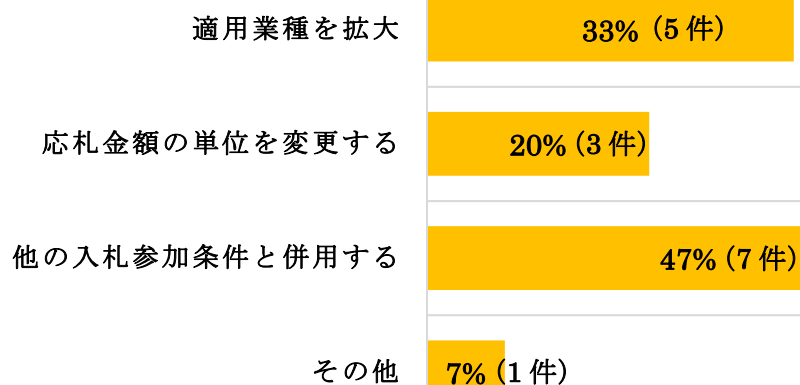
【質問 1 3】 変動型最低制限価格方式の今後の運用についてどのようにお考えですか。(回答数 120 件)



その他
(主なもの)

- 入札参加条件に本社所在地（北部・南部だけでなく、本社所在区に限定）や主観評価点等の条件を複数設定した上で、件数を限定して試行を継続してほしい。
- 試行する理由として、資材の調達や施工方法の工夫を反映することが主な目的であると思うので、金額以外の要素も加味してほしい。
- 制度を分かりやすくしていただいた上で、事業者の意見を聞きながら運用してほしい。

【質問 1 4】 質問 1 3で「より拡大・改善して実施すべき」と回答した方（回答数 120 件中 15 件）にお聞きします。どのように実施すべきとお考えですか。（複数回答可）



その他

- 良い制度ではあるが、発注金額が高い案件で落札できなかった場合は事業者に不満が残ると思われるので、対象を5,000万円以下の全業種に限定して実施してほしい。

【質問 15】 質問 14「適用業種を拡大」と回答した方（回答数 16 件中 5 件）にお聞きします。
どの業種を拡大すべきだとお考えですか。

回答	●水道施設	1 社
	●空調・衛生	2 社
	●電気工事	2 社
	●建築	1 社

【質問 16】 質問 14「応札金額の単位を変更する」と回答した方（回答数 16 件中 3 件）にお聞きします。
応札金額の単位についてお答えください。

万円単位	67% (2 件)
千円単位	0% (0 件)
百円単位	0% (0 件)
上記以外	33% (1 件)

【質問 17】 質問 14「他の入札参加条件と併用する」と回答した方（回答数 16 件中 7 件）にお聞きします。
他の入札参加条件についてお答えください。（複数回答可）

受注機会確保方式	29% (2 件)
本社所在地による制限	57% (4 件)
主観評価項目の合計点	43% (3 件)
その他	0% (0 件)

【質問１８】 質問１３「廃止すべき」と回答した方（回答数 120 件中 26 件）にお聞きします。
その理由をお答えください。（複数回答可）

従来の入札におけるくじ引きによる決定の方
で良いと思うから

62% (16 件)

より積算に時間を要するから

46% (12 件)

制度自体が複雑でよくわからないため

42% (11 件)

その他

12% (3 件)

その他
(主なもの)

- 変動型最低制限価格方式を実施せずとも、入札の際に業者の工事成績平均点をもっと反映させる方法を適用すればよいと考えるため。
- くじ引きよりも運任せの制度であると思うため。

【質問 19】 変動型最低制限価格方式全般について御意見がございましたら御記入ください。

回答
(主なもの)

【要望等】

- 入札参加者数が多く、受注することが困難であることは、くじ引きの場合と変わらないので、入札参加条件をより細かく設定して、より入札参加者の受注機会を確保する方法を試行してほしい。
- 本来の落札金額（最低制限価格）から少しでも増額される点は受注者にとってありがたいが、最低制限価格に上乗せされる金額は、予定価格の高低に関わらず、数万円程度となっているので、単に同額札によるくじ引きを発生させないための制度となってしまう点が多量にないと思う。
- 受注者の適正な利益の確保も目的とされているが、落札額については最低制限価格をわずかしき上回らず、入札額も推定で札入れせざるを得ないので、結果的には、通常の入札方法におけるくじ引きの場合と比べて、参加業者が多い分、逆に受注機会が減るのではないかと考えている。変動型最低制限価格方式の改良をお願いしたい。
- 変動型最低制限価格方式においては、これまでのくじ引きによる方法よりは多くの企業に受注の機会が回ってくると思うが、結局、運が良ければ一つの企業が多くの案件の落札候補者となり、技術者を多く保有している業者はそのまま落札者になることができる。技術者を多く保有している業者の努力は認めるが、一事業者が複数の案件受注している中、受注が全くできない業者もいるので、市内のより多くの業者が受注できる仕組みを構築してほしい。

【肯定的な意見】

- 自社で価格を決定できるので、くじ引きの場合と比べて入札結果に納得ができる。
- 変動型最低制限価格方式に対する工夫も積算能力も自信があるので、変動型最低制限価格方式の対象案件を拡大してほしい。何十社がくじ引きをする状況は変える必要があるし、そもそも最低制限価格による落札では、残業時間規制や近年の猛暑時の作業に対応できなくなっている。本来は設計価格で落札させることが、事業者の保護や将来の技術者の育成に必要な不可欠だと思うので、事業者が少しでも高い価格で落札できる方法については引き続き検討してほしいが、取り急ぎ、変動型最低制限価格方式の仕組みは評価できる。

【否定的な意見】

- 日々努力を重ねて積算した結果が、他の入札者の価格に左右されて失格となる可能性がある。
- 変動型最低制限価格方式の場合も通常の入札方式におけるくじ引きの場合も運的要素は強いが、変動型最低制限価格方式の場合は積算を間違えても落札できる可能性があるため、「くじ引き」の方が公平だと思う。
- 入札額の積算精度を下げることや何社かで価格の調整が出来ることにつながらないか懸念している。
- 最低制限価格で入札せざるを得ない状況の改善にはつながっていると思うが、高額の見積案件になった場合に、変動する価格のリスクが懸念される。

【週休２日工事について】

【質問２０】 ４月より労働基準法が適用されたところですが、週休２日工事について、御意見がございましたら御記入ください。

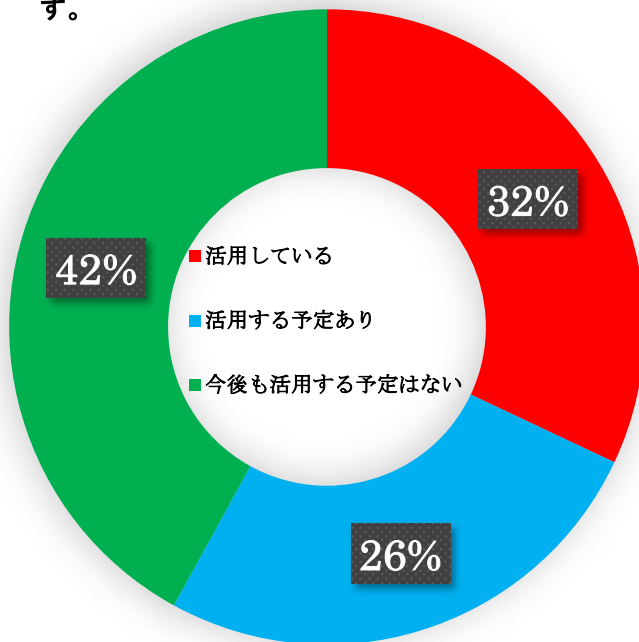
回答
(主なもの)

- 作業員の年齢的な問題からも、週に２日休めることは非常に助かるので、制度を継続してほしい。
- 他の業界と比べた週休の少なさが若手人材確保への高い障壁になっていたこともあり、週休２日工事はとてもありがたい。また、夏季において異常な暑さが日常化する中、従業員の健康管理上も大変助かっている。
- 基本的に週休２日工事体制で施工するが、後追いの設備工事については、躯体工事等の日程に左右される場合がある。
- 週休二日工事は積極的に進めるべきだと思うが、建設業では未だ日給月給者が多いため、収入が減ってしまう。また、外国人労働者も増えてきているが、収入が減ると雇用が難しくなる。
- 週休二日工事であったことの証明に貼付する書類の準備が大きな負担となっている。週休二日工事の補正金額に納得ができない。下請事業者も全て週休二日になってしまうので、とても費用を賄えきれない。
- 令和６年度からの週休二日制導入・時間外労働規制については会社として影響はなかったが、天気等に左右されやすい土木工事等における屋外の作業について、７月から適用された改正内容は会社にとって厳しい状況である。
- 工事の長期化等の懸念はあるが、作業員の余暇・体調回復等を考えると、時代に合った制度だと思う。
- 今後、新たに就職希望者を確保する意味においても、週休２日制は必要な取り組みであると考えるが、工期の延長や作業員を休ませるのに見合う費用について、受注金額の増額をお願いする。
- 民間工事におけるプラント関係の定期修理中は無休の場合もあり、別日に休暇、残業を調整することはあるが、期間中は作業員の給料が高くなるため、高給を希望する作業員には週休２日は敬遠される。年間を通じて考えれば、計算上年収に大きな差異が無いことは分かるが、作業員の感情（沢山働いた方が手取りが多い）として受け入れられにくく、公共工事を敬遠する業者が多いのが実情である。そのため、作業員が不足している状況下で公共工事だけ週休２日を全面に出すと、作業員不足に拍車を掛けると思う。
- 施設の改修工事において、土日の運営状況から日程等について要望される場合があり、週休２日工事に対応することが困難な状況となることがあるので、施設運営者との事前の日程調整は重要である。
- 令和６年度からの週休二日制導入・時間外労働規制により、これまでのように時間外勤務で作業することが困難になってきているので、余裕を持った工期の設定や現場管理費・一般管理費の上乗せなど、設計単価の見直しをお願いする。また、近年の異常気象による猛暑の影響により作業効率が低下しているので、その点についても適切な設計単価設定や工期の見直しをお願いする。

【建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用状況】

【質問２１】 現在、「建設キャリアアップシステム」を活用していますか。

※ 「建設キャリアアップシステム」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することといいます。



1 活用している	39 件	32%
2 活用する予定あり	31 件	26%
3 今後も活用する予定はない	50 件	42%
回答数	120 件	100%

【質問２２】 質問２１で「２ 活用している」と回答した方（回答数 120 件中 39 件）にお聞きします。
CCUSの効果的な活用例があれば、教えてください。

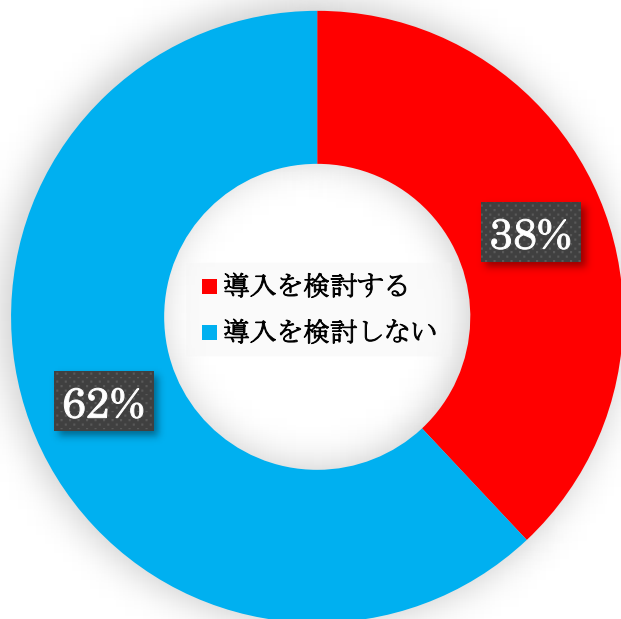
回答 (主なもの)	●入札参加の条件としても必須項目 ●総合評価落札方式での加点 ●経歴のデータベース化
--------------	--

【質問２３】 質問２１で「２ 活用する予定あり」と回答した方（回答数 120 件中 31 件）に質問します。
差し支えなければ、令和〇年〇月頃に活用する予定なのか教えてください。

回答	【CCUSにおける事業者未登録の方からの回答】 ●令和6年10月 1社 ●令和7年1月 1社 ●令和7年3月 1社 ●令和7年4月 1社 ●令和7年10月 1社 ●令和7年以降 1社 ●未定 12社 ●元請次第 1社
	【CCUSにおける事業者登録済の方からの回答】 ●登録は済ませているが、活用時期は未定 3社 (有効回答 22社)

【質問２４】 質問２１で「３ 今後も活用する予定はない」と回答した方に質問します。

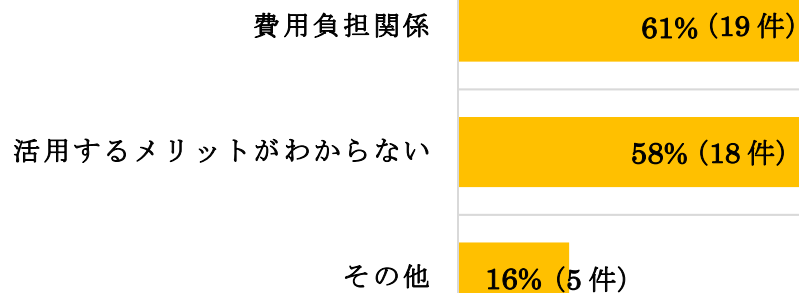
令和５年７月１日からモデル工事の施行及び総合評価項目への追加によるインセンティブ発注を開始しています。今後導入を検討しますか。



1 導入を検討する	19 件	38%
2 導入を検討しない	31 件	62%
回答数	50 件	100%

【質問２５】 質問２４で「導入を検討しない」と回答した方（回答数 50 件中 31 件）にお聞きします。

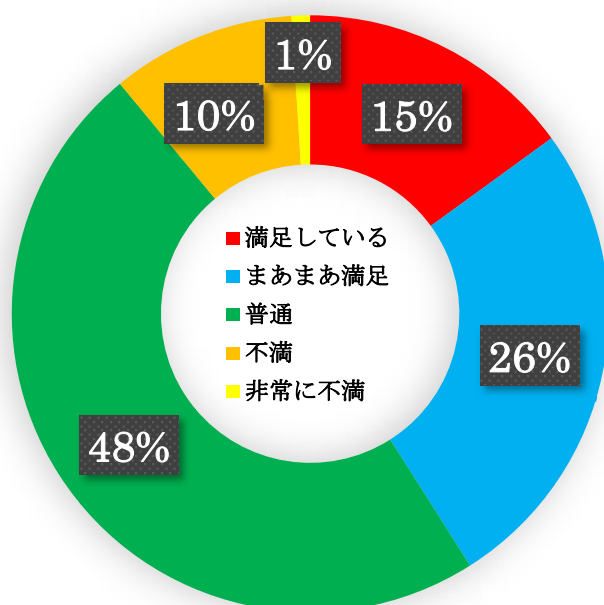
導入しない理由について教えてください。（複数回答可）



その他 (主なもの)	●総合評価落札方式が採用される案件に参加できないランクであるため。また、作業に当たる技能者が多くても１０人程度しかいないことが多く、普段から一緒に作業しているメンバーであることから、ＣＣＵＳを使用して勤怠管理する必要性を感じないため。 ●人手不足の状況の中で、導入するメリットより手続や管理の負担が大きいため。 ●高齢化が進み、使いこなせる従業員が少ないため。
---------------	--

【監督員や検査員に対する受注者からの評価について】

【質問２６】 工事監督・検査員に対し受注者の立場としての御意見・ご要望についてお答えください。



1 満足している	18 件	15%
2 まあまあ満足	31 件	26%
3 普通	58 件	48%
4 不満	12 件	10%
5 非常に不満	1 件	1%
回答数	120 件	100%

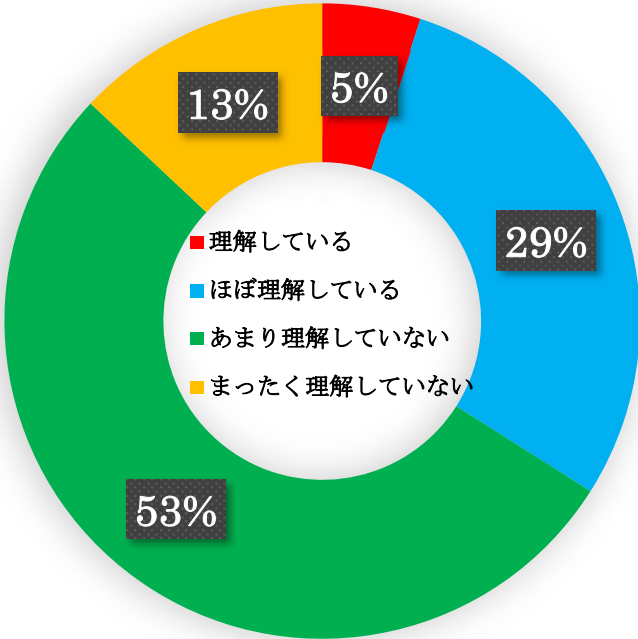
【質問２７】 問題２６で「不満」「非常に不満」と回答した方（回答数 120 件中 13 件）にお聞きします。
差し支えない範囲で理由を教えてください。

回答 (主なもの)	●監督員次第で事業者の評価点数が変わるため。 ●設計図書を外注委託していることが原因なのかわからないが、設計図書の内容をあまり理解していない監督員が見受けられるため。 ●監督員の業務に対する理解度及び熱心さ、事業者への対応の速さ等について、個人差が大きすぎるため。
--------------	--

【ICT施工について】

※ ICT施工とは、2024年問題（働き方関連法案適用・新担い手3法改正）を受け、建設業界においても、担い手確保、働き方改革を目指し、情報通信技術（ドローンやICT建機など、3次元データ）を活用し、建物やインフラなどの施設に関する設備やシステムを機構・設置する技術です。

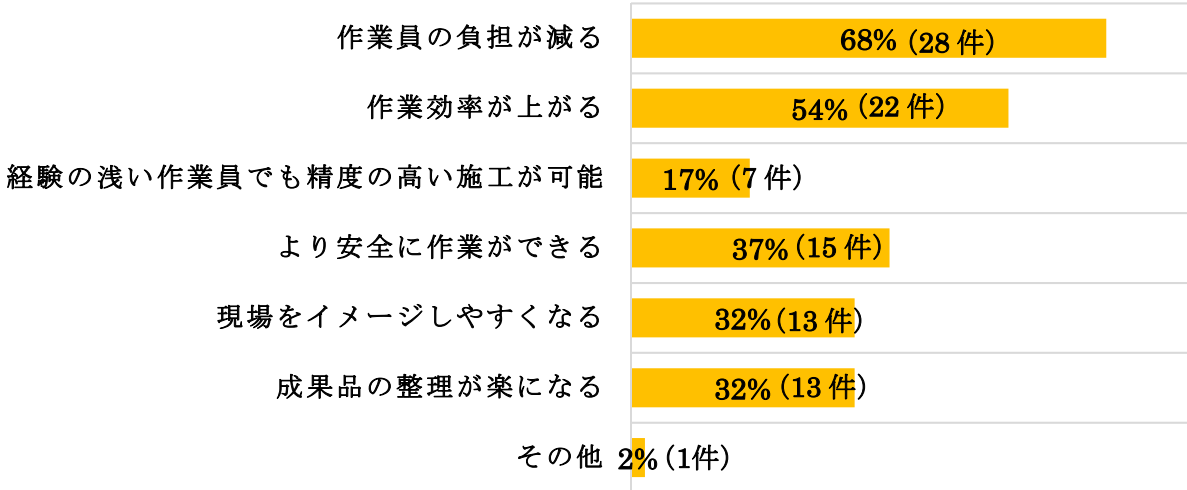
【質問28】 ICT施工についてどのような施工プロセスが必要で、どのようなメリットがあるのか理解されていますか。



1 理解している	6 件	5%
2 ほぼ理解している	35 件	29%
3 あまり理解していない	63 件	53%
4 まったく理解していない	16 件	13%
回答数	120 件	100%

【質問29】 質問28で「1 理解している」「2 ほぼ理解している」と回答した方（回答数120件中41件）にお聞きします。

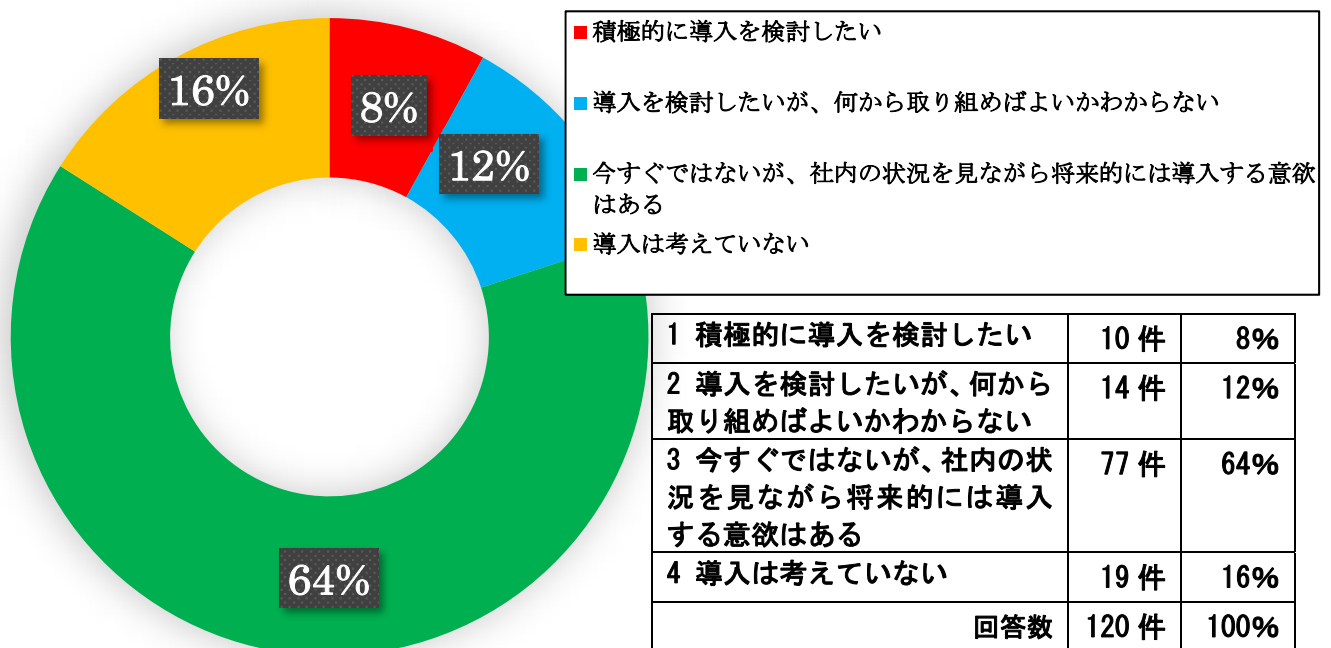
どのような点にメリットを感じる、又は期待していますか。（複数回答可）



その他

●実際に現場でイレギュラーがおきると経験がなければ対応できないことが多く、結局はマンパワーが必要である。

【質問３０】 導入を検討したいと思いますか。

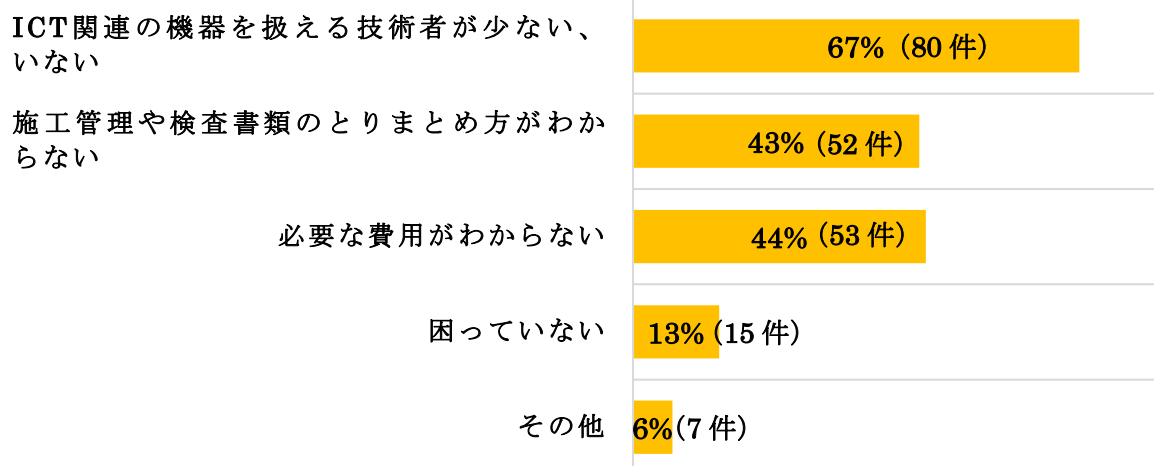


【質問３１】 質問３０で「導入は考えていない」と回答した方（回答数 120 件中 19 件）にお聞きします。導入を検討しない理由について具体的に教えてください。

回答 (主なもの)	●当社については、街中において小型の建設機械で施工することが多く、現状ＩＣＴ施工を導入するメリットがないため。 ●対応できる人材が不足しているため。 ●従業員の高齢化が進み、使いこなせる従業員がいないため。 ●ＩＣＴ施工について理解しておらず、導入の必要性を判断できる状況に至っていないため。 ●導入する方法や費用対効果がわからないため。
--------------	---

【質問３２】 ICT施工に取り組むにあたり困っている点を教えてください。（複数回答可）

【回答数 207 件】



その他 (主なもの)	●活用できる場面があまりないこと。 ●市街地では活用のメリットがなく、ICT施工に有効な施工現場が少ないこと。 ●市街地における市道などの工事においても活用できる小型機械等の開発が未だ進んでいないこと。
---------------	---

【質問３３】 ICT施工に関し、発注者に対する御意見・御要望などありましたら教えてください。

回答 (主なもの)	●川崎市内においては、ICT施工を導入する必要性のある現場はほとんどないのではないかとと思うが、もしモデル工事を発注するのであれば、相応の経費を加算した上で、対応できそうな履行場所（例えば、臨海地区や急傾斜地等）の案件で試行してはどうか。 ●今後、ICT施工を導入すること自体が目的とならないように、現場の状況や施工業者の意見を尊重してほしい。 ●ICT施工が可能なのは、規模的に限定された現場のみになると思うので、十分なシミュレーションを実施してから導入してほしい。 ●ICT施工を導入できるような規模の工事案件がほとんどない。会社としては、人手不足であり、新しい技術を導入するだけの余裕はない。 ●大企業が有利になるので、中小企業が導入するにあたって支援のないまま導入することはやめてほしい。 ●市の工事に対応できるICT施工関連の機械等含めて、市側から積極的に発信してほしい。また、ICT施工を行う際の初期費用の補助等についてもお願いしたい。
--------------	---

【質問34】 御社の主な当てはまる年齢構成（技術者）について、多い順に記載願います。

① 60歳以上 ② 50歳～60歳未満 ③ 40歳～50歳未満 ④ 30歳～40歳未満 ⑤ 30歳未満

回答	● ①	【5社】	● ②、⑤、③	【1社】
	● ①、②	【5社】	● ③	【4社】
	● ①、②、③	【4社】	● ③、①、②	【1社】
	● ①、②、③、④	【1社】	● ③、①、②、④、⑤	【1社】
	● ①、②、③、④、⑤	【1社】	● ③、②、①	【2社】
	● ①、②、④	【1社】	● ③、②、①、⑤、④	【1社】
	● ①、②、④、③、⑤	【2社】	● ③、②、④	【2社】
	● ①、②、⑤	【2社】	● ③、②、④、①、⑤	【1社】
	● ①、③	【3社】	● ③、②、④、⑤	【1社】
	● ①、③、②、⑤	【1社】	● ③、④	【2社】
	● ①、③、④、⑤	【1社】	● ③、④、①、②	【2社】
	● ①、④	【2社】	● ③、④、①、②、⑤	【1社】
	● ①、④、②	【1社】	● ③、④、②	【3社】
	● ①、④、⑤	【1社】	● ③、④、②、①、⑤	【1社】
	● ①、⑤	【1社】	● ③、④、②、⑤、①	【1社】
	● ②	【12社】	● ③、④、②、⑤	【1社】
	● ②、①	【1社】	● ③、④、⑤	【1社】
	● ②、①、③	【2社】	● ③、④、⑤、②	【1社】
	● ②、①、③、④	【3社】	● ③、④、⑤、②、①	【1社】
	● ②、①、④	【2社】	● ③、⑤	【1社】
	● ②、③	【2社】	● ③、⑤、②	【1社】
	● ②、③、①	【1社】	● ④	【1社】
	● ②、③、①、④	【2社】	● ④、②	【2社】
	● ②、③、①、④、⑤	【6社】	● ④、②、③、①	【1社】
	● ②、③、④	【5社】	● ④、③、②、⑤、①	【1社】
	● ②、③、④、①	【1社】	● ④、⑤、②	【1社】
	● ②、③、⑤、①、④	【1社】	● ②、①、③、④、⑤	【1社】
	● ②、④、①	【1社】	● ④、⑤、③、②、①	【1社】
	● ②、④、①、③	【1社】	● ⑤、①、②、③	【2社】
	● ②、④、③、①、⑤	【1社】	● ⑤、②	【1社】
	● ②、⑤	【2社】	● ⑤、④、③、①、②	【1社】

【質問３５】 その他、川崎市の工事請負の入札契約制度に対する御意見・御要望等がありましたら御自由に御入力ください。

回答 (主なもの)	【発注方法に関する意見・要望】 ●入札参加者が多数いる現状において、入札方式を変更するよりも、ランク分け等により入札参加条件を設定して対応してほしい。 ●業種によっては工事の発注時期に偏りがあるので、技術者の配置等を考慮して、発注件数について年間を通じて均等にしてほしい。 ●発注金額の低い案件についても総合評価落札方式を導入し、くじ引きによる落札決定をなくしてもらいたい。 ●水道工事等について、可能な限り分離分割発注を行ってＪＶ発注とならないようにし、少しでも多くの事業者に受注機会を与えてほしい。 ●水道、下水、舗装の発注案件については、入札参加者数が多く受注機会が限られるため、入札参加条件(本社所在地や主観点)を設定した発注案件を増やしてほしい。また、入札参加条件として設定する主観評価項目点数についても引き上げた方がよい。 ●電気工事について、ランクごとの発注額の見直しを検討してほしい。 ●電気設備及び機械設備の工費が著しく高騰しているため、一括発注形式の場合であると現状受注者の適正な利益を確保することが困難である。事業者の受注機会の確保にもつながるので、分離発注による発注案件を増やしてほしい。 ●地元業者がより落札できる仕組みを考えていただきたい。 【入札時の評価（総合評価）に関する意見・要望】 ●総合評価落札方式におけるアシストかわさき施工実績（緊急工事）について、対象となる工事の入札参加条件となるランク設定を見直してほしい。 ●総合評価一般競争入札における「アシストかわさき実働実績」の評価項目について、公平性を確保するため、アシストかわさき実働実績による加点をなくすか、救助隊に加盟している全ての事業者を加点対象とするよう、規定の変更を検討してほしい。 【その他の意見】 ●週休二日制の導入・時間外労働規制により、これまで行っていた残業等での対応ができなくなってきているほか、近年の猛暑により作業効率も低下しているので、余裕を持った工期の設定や適切な単価の設定をしてほしい。 ●現場代理人や作業員等の人手不足に対応しないと不調工事の割合が増加するので、早期発注案件を増やしたり、現場代理人の専任条件の緩和を進めるなどしてほしい。 ●担い手を確保できるように、週休２日の割増率を増やしてほしい。
----------------------	---